

委託仕様書(案)

1 件名 王子駅周辺エリアプラットフォーム支援業務委託

2 履行場所 拠点まちづくり担当課指定場所

3 目的

王子駅周辺では、令和6年度に王子駅周辺まちづくりガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に掲げる「王子共創」を具体化するため、新しい公民連携の場として王子駅周辺エリアプラットフォーム（以下「エリプラ」という。）が主に王子駅周辺を活動拠点とする地元関係者らにより構築された。

設立にあたって、エリプラは、今ある身近な都市空間のあるべき姿や使い方について考え、変えていくための活動や試行を重ねながら、ヒューマンスケールのビジョンを描き、王子のまちをより良く変えていく役割を果たすこととしている。

本委託は、エリプラがその役割を果たすために、事務局である北区と連携しながら取り組みを支援することで、効果的かつ継続的な活動を実現することを目的とする。

4 業務の内容

(1) 未来ビジョンの策定支援

エリプラがグランドレベルの視点から、今ある身近な都市空間のあるべき姿や使い方について考え、変えていくための活動や試行を重ねながら、ヒューマンスケールのビジョンを描いていくため、ビジョン策定の技術的支援を行う。なお、未来ビジョンの策定は令和8年度を予定している。

① 他都市未来ビジョンに関する事例収集

他都市の未来ビジョンのうち、本業務の目的に合致するアクションをベースとしたヒューマンスケールな未来ビジョンの事例を収集し、その構成や内容を比較できるように整理する。

② 未来ビジョンの構成案の検討

上記①を参考に、未来ビジョンの構成案を複数パターン検討する。

③ 未来ビジョン骨子案の作成

上記②で検討した構成案のうち1案を抽出し、内容の骨格を示す骨子案を作成する。なお、骨子案はガイドラインとの整合を図るとともに、ガイドラインと対を成すヒューマンスケールな未来ビジョンとすることに留意して検討する。

(2) 未来ビジョン策定プロセスの運営支援

未来ビジョンを策定していくために、以下のようなプロセスを経ることとし、プロセスの着実な実施を支援する。

① 未来ビジョン策定WGの運営支援

令和6年度に構築したエリプラのメンバーのうち、幹事のほか、未来ビジョンの策定に興味を持つメンバー、学識者等の専門人材によるワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置し、WG会議により未来ビジョンの内容の検討を進める。WG会議は、2か月に1回程度の頻度を目安に実施する。

② ビジョンづくりワークショップの運営支援

未来ビジョンの策定過程で、エリプラや未来ビジョン策定WGだけでなく、住民や王子駅周辺を利用する来訪者の意見を反映することと、王子駅周辺のまちづくりへの関心を高めることを目的に、ワークショップを実施する。ワークショップは、未来ビジョン策定WGにおいて企画案を検討しながら、テーマや参加者（例えば中学生や高校生などのターゲット設定）等を工夫して幅広い意見が収集できるように実施する。ワークショップは、3回程度実施する。

(3) エリプラ活動の実施支援

未来ビジョンを策定するとともに、ビジョン策定後のエリプラの体制のあり方やエリアのまちづくり（エリアマネジメント活動）等の方向性を議論するため、幹事会や総会の活動を支援する。

① 幹事会の実施支援

概ね年間4回程度を目安に幹事会の実施を支援する。

② 総会の実施支援

エリプラの加入者を対象とし、未来ビジョン策定の状況やエリプラの活動状況を報告する場として行う総会の運営支援を行う。総会は、1回を想定する。

(4) 社会実験の運営支援

未来ビジョンに描く将来像を検証したり、今後のまちづくりへの機運を高めたりすることを目的として社会実験を行う。エリプラのメンバーのうち、幹事や社会実験に興味のあるメンバー、その他エリプラメンバーでなくともワークショップ参加者等から社会実験に興味のある方を募ってプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を結成し、PTが中心となって行う社会実験の企画・運営・検証を支援する。社会実験は、1回程度実施することを想定する。

※なお、社会実験はPTでの議論で企画を立案するため、発注時の想定とは異なる内容となる可能性がある。そのような場合には発注者と受注者の協議により履行内容を決定する。

① PTの募集支援

SNS等を用いてPT募集の呼びかけを行う。

② PTによる社会実験実施に向けた会議運営支援

PTが社会実験の企画を立案し、調整・準備を進めていくための会議（以下、「社会実験PT会議」という）の運営を支援する。社会実験PT会議は1回の社会実験につき、5回程度を想定する。（1回目：アイデア会議、2回目：企画決定とチーム分け、3回目：詳細企画立案、4回目：細部調整や物品調達、5回目：実験準備）

③ 社会実験当日の運営支援

社会実験当日の運営や進行管理、安全管理等をサポートする。

④ 検証すべき指標の設定とデータ取得・分析

社会実験で検証すべき指標を設定し、社会実験当日（必要に応じてプレの状態も）のデータを取得する。またデータの分析を行い、社会実験の目標の達成状況を評価する。

(5) その他のエリプラ活動支援

(4)の社会実験の他に、区や他団体等が主催する事業や地域活動等との連携や、WG、PT等の活動を通じてアイデア出しされた小さな取組の実施について、(4)に準じた支援を行う。

(6) エリプラの情報収集支援

① エリプラ人材のコーディネート

エリプラに参加・協力する意欲のある人材発掘とコーディネート（意向把握、ヒアリング等）を行い、エリプラに参加・協力してもらう体制づくりを支援する。

② エリアの支援ニーズの調査

王子駅周辺エリアで活動する個人や団体等が、どのようなサポートを望んでいるのか情報収集をし、サポート方法の検討及び定型化・モデル化の提案を行う。情報収集は社会実験やワークショップなど人々が集まる機会を活用して実施し、必要に応じて個別の聞き取り等により補足する。

(7) エリプラの情報発信支援

エリプラの活動状況を周知したり、ワークショップやPTへの参加を呼びかけたり、作成したビジョンを掲載するような周知・広報媒体の作成と運用を行う。以下のような内容と媒体を想定し、詳細は発注者との協議により決定する。

① ワークショップ、社会実験等の開催報告（かわら版）

② ビジョンの策定過程やエリプラの活動状況の継続的発信（note）

③ エリプラ・WG・PT間の事務連絡や参加呼びかけ（LINE）

④ エリプラメンバー外へのワークショップ、WG、PTへの参加呼びかけ（区広報紙や公式X）

(8) 活動資料集の作成

上記の内容をまとめた記録等を整理し、活動資料集を作成する。

5 成果品の提出

本委託が完了したときは、以下に示す成果品を委託完了届とともに提出し、完了検査を受けるものとする。なお、提出する成果品の部数及び仕様については、以下のとおりとする。

①活動資料集 2部

②上記成果品の電子データ 1部

※データは、PDFに変換したのもも納品すること。

※データは、DVD-ROM 又は CD-ROM に表題ラベル付で保存の上、納品すること。

6 その他

①監督員の指示により、各業務に関する必要な補足資料を作成すること。

②業務内容は概要を示したものであり、業務の実施にあたっては監督員と十分打合せを行うこと。

7 委託期間 契約確定日の翌日から令和8年3月31日まで

8 支払方法 委託完了確認後、適正な請求に基づき一括払い

9 適用範囲及び一般事項

本委託は、この仕様書に従って実施し、仕様書に明記のないもの又はその解釈に疑義が生じたものについては、発注者と受注者が協議のうえ、決定すること。

10 個人情報の取扱い

本委託における個人情報の取扱いは、「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」によるものとする。

個人情報等の機密性の高い電子データを納品する場合は、電子データに対して、暗号化等の措置を行うこと。また、外部記録媒体で電子データを運搬する場合は、鍵付きのケース等を用いること。

11 環境により良い自動車利用

本委託の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素炭化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車の利用に努めること。

なお、適合の確保のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

12 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく適切な対応の徹底

本委託の履行にあたって、受注者は、「東京都北区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱」及び「東京都北区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱解釈運用方針」を遵守すること。

なお、この要綱の適用される「職員」を定義した、要綱第 2 条第 1 項の「職務遂行上又は行政運営上東京都北区と関係を有すると認められる者」には、発注者との契約を受注する事業者（受注者）が含まれている。

13 その他

- (1) 本委託の成果等については、発注者の許可なく第三者に公表、貸与又は使用してはならない。
- (2) 本委託に関連する法令（労働基準関係法令等）について遵守すること。
- (3) 本委託の完了後、受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足等の措置を講じること。
- (4) この仕様書に明記のないもの又はその解釈に疑義が生じたものについては、区担当者と協議のうえ、決定すること。

14 担当課

拠点まちづくり担当部 拠点まちづくり担当課